

会議の名称	令和5年第5回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和5年5月25日(木) 午後2時から 午後2時45分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第27号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第28号議案 農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第29号議案 農地法第4条の規定による許可申請について (4) 第30号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (5) 第31号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (6) 第32号議案 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について (4) 報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出について (5) 報告第25号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (6) 報告第26号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (7) 報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知について (8) 報告第28号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について 5 事務局連絡事項 6 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年第5回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和5年第5回本庄市農業委員会総会議案 3 事務局連絡事項

主 管 課	農業委員会事務局
-------	----------

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和5年第5回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。マスクを外す方も多くなってまいりましたが、ワクチン接種については、私もこの間6回目の案内が届きましたが、みなさんも積極的に受けてもらえればと思います。</p> <p>農地利用の最適化についても、行動制限が無い状況で進めていけるかと思えます。来週31日は金屋地区で中間管理事業の説明会も予定しています。様々な場での皆様のご活躍を期待して、開会のあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、本日出席の農業委員数は、農業委員会に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、以降の議事進行は、総会会議規則の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。本日は、3番金井委員、4番福島公博委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。まず、第27号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第27号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について</p>

	<p>処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、贈与による所有権移転1件となります。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件でございますが、農地法第3条第2項の規定に基づき、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件となっており、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと、許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、寿一丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、細野会長代理でございます。</p> <p>申請地位置図は、3ページとなります。受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	上程議案の整理番号1について、細野会長代理の報告を求めます。
細野会長代理	<p>整理番号1について、1番細野より報告させていただきます。</p> <p>5月22日午後1時頃、細野林之助推進委員と現地確認及び受人への聞き取りを行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書3ページ3-1の地図をご覧ください。申請地は本庄東高等学校附属中学校の北西約300メートルの位置にあります。</p> <p>申請事由は贈与です。申請地は現在、伯母家族が所有しており、父が所有する農地と隣接していることから、許可後は一体利用して耕作する予定とのことです。</p> <p>受人の年齢は56歳、本人の農業従事日数は300日です。農業従事者数は本人と妻の計2人でございます。農機具は、トラクター4台、動力噴霧器2台、施肥機1台、移植機2台、管理機3台を所有しており、経営力についての生産性は適当であると思われまます。</p> <p>申請地及び受人経営農地の耕作状況は、すべての農地で保全管理がされておりました。周辺農地への支障の恐れはなく、何ら問題ないと思われまます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	それでは、第27号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。

	<p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。第27号議案について、許可することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第27号議案は許可とします。</p> <p>次に、第28号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第28号議案をご説明いたしますので、議案書4ページをお願いいたします。</p> <p>第28号議案、農用地利用集積計画の決定について(通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>計画内容については、5ページから8ページまでをお願いいたします。申請件数は、12件です。畑34筆の面積合計4万3,608.22平方メートルの利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、本庄市が公告しますが、決定の要件としては改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、「全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること」、「その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること」等を備えることと定めており、今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、第28号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。第28号議案について、許可することに、異議ございませんか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、第29号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第29号議案をご説明いたしますので、議案書9ページをお願いいたします。</p> <p>第29号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、10ページをお願いいたします。申請件数は1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町蛭川地内の田1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、住宅建築工事です。用途地域は、指定なしです。令和5年3月24日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、坂爪委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、11ページをお願いいたします。4-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が住宅建築工事であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1について、坂爪委員の報告を求めます。</p>
坂爪委員	<p>18番坂爪が報告させていただきます。5月22日午後1時頃、新井推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書11ページ4-1の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は共和小学校から南西約200メートルに位置しております。恐れ入ります、議案書10ページにお戻りください。</p> <p>申請事由は農家住宅用地です。今回、実家から距離の近い申請地に自己の住宅を建設し、申請地の南側に隣接する農地にて米麦の耕作を行う予定となっております。以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われれます。</p>

	<p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないかと思われま。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>第29号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。よって、第29号議案について、許可相当とすることに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第29号議案は許可相当として埼玉県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、第30号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第30号議案をご説明いたしますので、議案書12ページをお願いいたします。</p> <p>第30号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを、ご説明申し上げます。本議案につきましては、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付するため、別紙の農地転用許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請の内容をご説明いたしますので、13ページをお願いいたします。申請件数は、1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1の計画変更申請の内容をご説明いたします。当初計画者及び継承者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆です。昭和48年7月10日が許可日となっております。</p> <p>本案件は、令和5年第1回総会の「第4号議案、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」におきましてご審議をいただきました整理番号1と同所でございます。</p> <p>申請地位置図は、14ページをお願いいたします。計画変更申請の内容ですが、当初は、貸住宅用地としての転用許可でしたが、今回、当初計画地の一部、第1回総会における第4号議案と同様、未着手となっている部分でございますが、こちらを自己用住宅用地とする計画変更でございます。計画変更する理由については、当初計画者は、約2,091平方メートルを貸住宅用地として転用し、当該地の南側については計画を進め現在は宅地になっております。しかしながら、北側は現在5画地に分筆されているものの、うち3画地については未着手</p>

	<p>の状態となっております。当初計画者は、現在、宅地開発事業から撤退しており、当初の計画をこれ以上進めることが難しい状況であったところ、今回の計画の話があったため、未着手の画地のうち1画地につきまして、今回の計画変更申請に至ったものでございます。</p> <p>なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第31号議案の整理番号5で、ご審議をいただく予定でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>第30号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。よって、第30号議案について、許可相当とすることに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第30号議案は承認相当として埼玉県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、第31号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第31号議案をご説明いたしますので、議案書15ページをお願いいたします。</p> <p>第31号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、16ページをお願いいたします。申請件数は、所有権移転4件及び使用貸借権2件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南一丁目地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、17ページをお願いいたします。5-1については、用途地域内の農地であることから第3種農地と判断いたしました。</p> <p>第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。</p> <p>次に、整理番号2でございます。16ページをお願いいたします。申請人の</p>

住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南一丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。

申請地位置図は、18ページをお願いいたします。5-2については用途地域内の農地であることから第3種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号3でございます。16ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場・事務所用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。

申請地位置図は、19ページをお願いいたします。5-3については、用途地域内の農地であることから第3種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号4でございます。16ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町飯倉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、敷地拡張用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、鈴木良美委員でございます。

申請地位置図は、20ページをお願いいたします。5-4については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に替えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号5でございます。16ページをお願いいたします。整理番号5につきましては、さきほどの第30号議案においてご審議をいただきました整理番号1の案件となります。

申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町八幡山地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、永尾委員でございます。

	<p>す。</p> <p>申請地位置図は、21ページをお願いいたします。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。</p> <p>第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。</p> <p>最後に、整理番号6でございます。16ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原廣一委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、22ページをお願いいたします。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号4と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと考え、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号6について、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1及び整理番号2について田島敏包委員の報告を求めます。</p>
田島敏包委員	<p>12番、田島より報告いたします。</p> <p>5月19日午前8時30分頃、宮部豊徳推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書17ページ5-1の地図を参照ください。</p> <p>申請地は児玉南土地区画整理地内、スーパーマーケットから北へ約50メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転です。申請者は、現在市内のアパートにて妻子4人で居住しております。将来を鑑み、子供の誕生とともに家族が増える可能性を考慮し、自宅建設を決意したと拝聴いたしました。地権者のご理解をいただき、また住環境もよく生活に最適と確信し申請いたしました。なお、申請地の隣接地は、本年1月25日の総会にて許可相当と採決をいただいております。</p>

	<p>用途地域は第 1 種低層住居専用地域で、周辺は住宅及び道路で周辺農地に支障なきものと推測できます。委員各位の賢明なるご判断をお願いいたします。</p> <p>続きまして、整理番号 2 について報告いたします。</p> <p>5 月 1 9 日午前 9 時 3 0 分頃、宮部豊徳推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書 1 8 ページ 5 - 2 の地図を参照ください。</p> <p>申請地は児玉南土地区画整理地内、第一金屋公園と道路を挟んで西隣に位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地として使用貸借権の設定です。申請人は、現在実家で生活しておりますが、結婚を機に住宅の建設を決意しました。実家の近く的生活環境の変化の無い土地を物色しておりますと、父より所有する土地の建設許可をいただき申請に至ったと拝聴いたしました。</p> <p>用途地域は第 1 種低層住居専用地域で、周辺は住宅及び道路で周辺農地に支障なきものと推測できます。委員各位の賢明なるご判断をお願いいたします。以上です。</p>
議長	<p>整理番号 3 について、宮部延一委員が欠席となりますので、同担当地区の田島勇扇推進委員の報告を求めます。</p>
田島勇扇 推進委員	<p>宮部委員が欠席のため田島より報告させていただきます。5 月 2 0 日午後 1 時頃、宮部委員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地の概要については議案書 1 9 ページ 5 - 3 の地図をご覧ください。申請地は国道 2 5 4 号線大天白交差点から東に約 2 0 0 メートルの場所に位置しております。</p> <p>恐れ入ります、議案書 1 6 ページにお戻りください。申請目的は駐車場及び事務所用地です。申請人は、神川町にて運送業を営んでおり、現在借りている駐車場を返却し、利便性、立地の良い申請地を新たな事業拠点として整備したいとのことです。なお、神川町の所有地は、借りている駐車場を返却した後も、引き続き本社として営業を行う予定です。以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>申請地は準工業地域に指定されており、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。皆さまの慎重審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号 4 について、鈴木良美委員の報告を求めます。</p>
鈴木良美 委員	<p>1 5 番鈴木が報告させていただきます。5 月 2 0 日午後 1 時頃、鈴木誠推進委員と現地確認をしました。申請地の概要については議案書 2 0 ページ 5 - 4 の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は宮内東公会堂から南西へ約 5 0 0 メートルの場所にあります。恐れ</p>

	<p>入ります、議案書16ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅の敷地拡張です。受人は申請地の東隣に居住しています。近隣の土地を駐車場として借りていましたが、返却を求められ代替地を探していたところ今回の申請地の所有者から売却の意向が得られたため、申請に至ったとのことです。</p> <p>申請地は国道沿いにあり、農地を分断し、集団性に支障が生じないこと、農道や水路などに支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号5について、永尾委員の報告を求めます。
永尾委員	<p>11番、永尾より報告させていただきます。5月10日午前8時30分頃、宮部推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書21ページ5-5の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉高校から北西約350メートルに位置しております。恐れ入ります、議案書16ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は家族で市外の借家で生活しています。申請地は住環境が整っており、今後安定した生活が送れると考え、住宅の建設を計画いたしました。以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	整理番号6について、塩原廣一委員の報告を求めます。
塩原廣一委員	<p>5番、塩原より報告させていただきます。5月22日午後1時30分頃、戸塚推進委員と現地確認及び渡人より聴取調査を行いました。申請地の概要については議案書22ページ5-6の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は沼和田センターから南東に約100メートルに位置しております。恐れ入ります、議案書16ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権の設定となります。申請人は現在市外のアパートで暮らしておりますが、結婚を機に市内に住まいを探していたころ、妻の父が所有する農地を借りることができ、自己用住宅を建築することを決め、今回の申請に至ったとのことです。申請地は妻の実家に近く、自然環境もよく適地であると判断しました。以上のことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われまます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないことから、農道や水路にも支障を及ぼすことはありません。転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご</p>

	報告いたします。
議長	第31号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。
間正委員	整理番号5-5については、第30号議案で説明があったように、昭和48年に転用の許可をとったにもかかわらず事業が未着手となっています。その間、税金は農地のままであったと思われませんが問題はないでしょうか。
事務局	恐らく、税金については農地転用の許可を取った時点で宅地並みの課税に切り替わってくるかと思えます。最終的には課税部門の判断ですが、現在の所有者が宅地並みの税金を負担しているかと思われま。
間正委員	今後は、このような許可後に長期間にわたって放置されてしまうような案件の無いようにお願いしたいと思います。
議長	他に質疑ございませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。よって、第31号議案について、許可相当とすることに、異議ございませんか。 (異議なし) 異議なしと認めます。よって、第31号議案は許可相当として埼玉県知事に意見書を送付します。 次に、第32号議案「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	第32号議案をご説明いたしますので、議案書23ページをお願いいたします。 第32号議案、令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、本議案は、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表の決定を求めるものでございます。 議案内容ですが、別紙令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、次のとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用による公表でございます。2の公表期間ですが、公表の日から3年間でございます。 なお、別紙24ページから29ページまでにつきましては、令和5年4月25日開催の令和5年度第1回農地利用最適化推進協議会において内容をご説明させていただき、その後、委員の皆さまから意見の聴取期間を設け、その結果、意見提出がなかったことを報告いたします。以上でございます

議長	<p>第32号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。よって、第32号議案について、原案のとおり公表することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり公表することに決定しました。</p> <p>以上で、議案審議を終了します。</p> <p>続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
事務局長	<p>まずは、報告第24号をご説明いたしますので、議案書30ページをお願いいたします。</p> <p>報告第24号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、31ページをお願いいたします。専決処分件数は、2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第25号をご説明いたしますので、議案書32ページをお願いいたします。</p> <p>報告第25号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、33ページをお願いいたします。専決処分件数は、3件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第26号をご説明いたしますので、議案書34ページをお願いいたします。</p> <p>報告第26号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、35ページをお願いいたします。専決処分件数は、8件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第27号をご説明いたしますので、議案書36ページをお願いいたします。</p>

	<p>報告第27号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受理しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容については、37ページをお願いいたします。受理件数は、2件です。農地の賃貸借について合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。</p> <p>続きまして、報告第28号をご説明いたしますので、議案書38ページをお願いいたします。</p> <p>報告第28号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、39ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の座を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>（事務局長説明）</p> <p>以上をもちまして、令和5年第5回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和5年第5回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和5年5月25日(木)					
開催場所	本庄市役所 大会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後2時45分					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	出席
3	金井 章夫	出席	○		高橋 公仁	出席
4	福島 公博	出席	○	旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
6	塩原 茂夫	出席		北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	欠席			宮部 豊徳	出席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	欠席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主任	新井 靖子
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未
支所環境産業課産業係主査	今井 勉

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人